

長 寿 - 4875

平成18年3月10日

秋田県国民健康保険団体連合会理事長 様

秋 田 県 健 康 福 祉 部 長



「福祉医療制度に関する覚書」の写しについて（送付）

福祉医療制度の運営については、日ごろ格別の御協力いただき感謝申し上げます。

平成18年3月21日に能代市と二ツ井町が合併する「新能代市」で乳幼児福祉医療に単独拡大助成を導入すること、北秋田市で4月診療分から県制度における乳幼児福祉医療に係る一部自己負担金を助成対象に加えること、井川町で4月診療分から小学生の歯科診療に係る被保険者等負担額を対象に福祉医療単独拡大助成を導入することとなりました。

それに伴い、秋田県知事と秋田県医師会長及び秋田県歯科医師会長との間に締結している覚書を変更しましたので、別添のとおり写しを送付します。

【変更内容】 別紙のとおり

担当：健康福祉部 長寿社会課

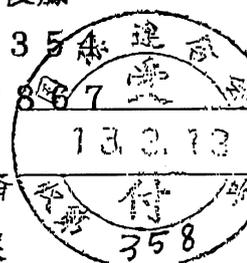
医療指導班 後藤

電話：018-860-1358

FAX：018-860-3867

客員コピ済

総務課



別表1 医療保険の一部負担助成

平成18年3月21日改定

1ページ

県単事業		市町村単独拡大事業		
対象(助成内容)	対象区分番号	市町村名	対象(助成内容)	対象区分番号
1) 乳幼児(未就学児) 6歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある児童 ① 0歳児(全額助成) ② 住民税非課税世帯の乳幼児 (全額助成) ③ ①、②以外の乳幼児(半額助 成、受給者負担上限:千円/レ セプト)	74	秋田市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱 の所得制限により非該当となる乳幼 児のうち、 ①0歳児の入院・外来(全額助成) ②1歳児の入院・外来と2歳以上未 就学児の入院(半額助成、受給者負 担上限:千円/レセプト)	80
		大館市	合併時の経過措置として、旧大館 市、旧比内町、旧田代町のそれぞ れの地域に住所を有する対象者につ いて、それぞれ旧市町ごとの拡大対 象者とする。 (19年7月31日まで)	80
2) ひとり親(母子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある児童 (全額助成)	75	大館市 (旧大館市)	秋田県福祉医療費補助金交付要綱 の所得制限により非該当となる対 象者のうち、 ①乳幼児(0歳児の入院・外来)、 ひとり親家庭の児童及び高齢身体障 害者(老人保健法の医療給付の適用 を受ける者を除く。)(全額助成) ②乳幼児(1歳児の入院・外来と2 歳児の入院)(半額助成、受給者負 担上限:千円/レセプト)	80
3) ひとり親(父子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある児童 (全額助成)	76	大館市 (旧比内町)	秋田県福祉医療費補助金交付要綱 の所得制限により非該当となる乳幼 児のうち、 ①0歳児(全額助成) ②1歳以上未就学児(半額助成、受 給者負担上限:千円/レセプト)	80
4) 高齢身体障害者 65歳以上の身障手帳4～6級 所持者 ただし、老人保健法の医療給付 適用前の者 (老人保健法適用者は別表2に 定める) (全額助成)	72	大館市 (旧田代町)	(1) 秋田県福祉医療費補助金交付要 綱の所得制限により非該当となる乳 幼児の入院のうち、 ①0歳児(全額助成) ②1歳以上未就学児(半額助成、受 給者負担上限:千円/レセプト)	80
			(2) 小学1年生から中学校卒業まで の児童の入院(全額助成)	80
5) 重度心身障害(児)者 身障手帳1～3級所持者又は療 育手帳(A)所持者 ただし、老人保健法の医療給付 適用前の者 (老人保健法適用者は別表2に 定める) (全額助成)	73	由利本荘市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱 により一部自己負担金の発生する乳 幼児及び同要綱の所得制限により非 該当となる乳幼児(全額助成)	80
		湯上市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱 の所得制限により非該当となる乳幼 児のうち、 ①0歳児の入院・外来(全額助成) ②1歳以降2歳に達した最初の3月 31日までの入院・外来と、2歳に 達した最初の4月1日以降の未就学 児の入院(半額助成、受給者負担上 限:千円/レセプト)	80
		大仙市	①秋田県福祉医療費補助金交付要綱 により一部自己負担金の発生する乳 幼児及び同要綱の所得制限により非 該当となる乳幼児(全額助成) ②小学校1年生から6年生までの児 童(全額助成)	80

別表1 医療保険の一部負担助成

平成18年3月21日改定

2ページ

県単事業		市町村単独拡大事業		
対象(助成内容)	対象区分番号	市町村名	対象(助成内容)	対象区分番号
		北秋田市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 ①0歳児(全額助成) ②1歳以上未就学児(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) 平成18年4月1日から下記のとおり施行 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児(全額助成)	80
		湯沢市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児(全額助成)	80
		男鹿市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、2歳未満児の入院・外来と2歳以上未就学児までの入院(全額助成)	80
		にかほ市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児(全額助成)	80
		横手市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児(全額助成)	80
		能代市	平成18年4月1日から施行 秋田県の福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 ①第3子以降の0歳児の入院・外来及び第1子・第2子の0歳児の入院(全額助成) ②0歳児を除く、第3子以降の入院・外来及び第1子・第2子の入院(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) (注)ただし、合併時の経過措置として、旧二ツ井町に住所を有する対象者は、平成18年3月21日から施行する。	80
		仙北市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 ①0歳児(全額助成) ②1歳以上未就学児(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	80
		小坂町	秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児の入院(全額助成)	80
		上小阿仁村	65歳未満の身障手帳4~6級所持者(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	80

別表1 医療保険の一部負担助成

平成18年3月21日改定
3ページ

県単事業		市町村単独拡大事業		
対象 (助成内容)	対象区分番号	市町村名	対象 (助成内容)	対象区分番号
		八郎潟町	秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 ①0歳児 (全額助成) ②1歳以上未就学児 (半額助成、受給者負担上限：千円/レセプト)	80
		井川町	平成18年4月1日から施行 小学校1年生から6年生までの児童の歯科受診 (全額助成) (注) ただし、秋田県福祉医療費補助金交付要綱で受給資格を有する児童を除く。	80
		大潟村	秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 ①0歳児 (全額助成) ②1歳以上未就学児 (半額助成、受給者負担上限：千円/レセプト)	80
		羽後町	秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児 (全額助成)	80
		東成瀬村	秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児 (全額助成)	80
		美郷町	秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児 (全額助成)	80

秋田県
知事

別表2 老人保健法の一部負担助成

県単事業		対象区分番号
対象	助成内容	
(1) 高齢身体障害者 65歳以上の身障手帳4～6級所持者のうち、老人保健法の医療給付適用者 (全額助成)		77
(2) 重度心身障害者 身障手帳1～3級または療育手帳(A)所持者のうち、老人保健法の医療給付適用者 (全額助成)		78

秋田県
知事